

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：令和5年4月10日（令和5年（行情）諮問第317号）

答申日：令和8年3月18日（令和7年度（行情）答申第1018号）

事件名：特定の工事に係る工事設計書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、順に「請求文書1」及び「請求文書2」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求につき、別紙の2に掲げる各文書（以下、併せて「本件対象文書1」という。）を特定し、一部開示し、その余の文書につき、これを保有していないとして不開示とした各決定について、諮問庁が別紙の3に掲げる各文書（以下、併せて「本件対象文書2」といい、本件対象文書1と併せて「本件対象文書」という。）を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年7月8日付け国東整総情第157-1号及び同第158-1号により東北地方整備局長（以下「処分庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである（資料は省略する。）。

(1) 審査請求書

原処分を取り消すとの裁決を求める。

本件は違法な処分により、審査請求人の法3条開示請求権を侵害されている。

以上の点から、本件処分の取消しを求めるため、本審査請求を提起した。

(2) 意見書

ア 対象行政文書の特定にあたっての探索について

(ア) 一般的な理由説明書であれば「本件開示請求を受け、処分庁の関係部署において、本件開示請求に該当する行政文書を探索した

が、本件開示請求に係る行政文書の保有を確認できなかったことから、作成しておらず不存在につき不開示とする原処分を行ったものである。また、本件審査請求を受け、念のため改めて行った探索においても、本件対象文書についてはその存在を確認できなかった。」などとの記載があるところですが、諮問庁の理由説明書には、そのような記載は全くありません。

(イ) このことから、諮問庁は対象行政文書の特定にあたっての探索がなされておらず、十分な調査がなされまま諮問されたことは、不適切であったと考えます。

イ 下記第3（理由説明書）の3（2）の積算資料の一部不開示情報について

(ア) 諮問庁は「本件不開示部分を公にすることは、受注者である法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」と記載されています。

(イ) この説明には、例えば「本件不開示部分を公にすると、他の同種業務の入札において、競合他社等が当該部分の記載内容を模倣した積算資料を作成するとした業務計画書を作成・提出することが可能となり、競合他社等による対抗的な事業活動が行われ、その結果、本成果品を作成・納品した積算支援業務受注者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。」のように、公にすると具体的に法人等の利益をどのように害するか等について明白かつ具体的な説明が必要であるのに、この理由説明書にはそれが不足していると考えます。

(ウ) この本件不開示部分は、当該業務が行なった種々の工種を積算する中の極僅かな部分であることから、例として挙げた業務計画書に記載されることは通常では考えられません。

(エ) 他にも「本件不開示部分には、通常想定される方式と異なる積算方式が記載されていることが認められ、当該積算方式は、積算支援業務履行上の重要なノウハウであり、積算支援業務における他社との競争上の差異化に必要な情報であると認められる。したがって、本件不開示部分を公にした場合、本成果品を作成・納品した積算支援業務受注者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。」と理由を記載することも可能です。

(オ) しかしながら、当該不開示部分について、証拠資料に示すとおり他の工事の積算事例に記載された積算方式と異なる積算方式が記載されていることは、適正な積算が求められる中で、工事ごとにその積算方法が異なることはまずあり得ないと考えます。

(カ) 加えて、積算支援業務受注者の積算支援に係るノウハウ情報の

独自性を認定した上で「本件不開示部分が公になれば、競合他社等が苦勞することなしに、容易に同様の手法を用いて成果品を作成・納品する事が可能となり、当該部分の積算の大幅な調査・検討期間の短縮、積算にかかる人件費などの低減等につながる可能性もある。仮にこのようにして、本件不開示部分が公にされた場合、従来当該部分の積算方法が他に存在していなかった本件積算支援業務受注者にとっては、競合他社等が本積算部分の積算が可能となり入札に参加する可能性が高まり影響は大きく、多大な損害を被るおそれがある。」と理由を記載されることも想像できます。

(キ) これも、当該不開示部分について想定される記載内容の調査検討にかかる時間は、積算支援業務受注者であれば他の資機材と同じ積算方法が採用できると考えられるはずなので、調査・検討時間や人件費が必要となっても、それは短時間かつごく僅かの費用で済むような内容であると考えます。

(ク) よって、例として挙げた3つの理由は本件の処分として適当であるとは考えられません。

ウ 下記第3（理由説明書）の3（2）の積算資料の本件不開示部分について

(ア) 諮問庁は「工種毎に参考価格を比較検討する」と記載されています。

(イ) 審査請求人が確認した範囲では、本件対象文書1中に参考価格を比較検討した部分は見つかりませんでした。

(ウ) 審査会におかれては、諮問庁に対して、どの工種で参考価格を比較検討されたのか示した資料の作成提出を求め、その資料をもとに審議していただきますようお願いいたします。

エ 下記第3（理由説明書）の3（2）の積算資料に記載された積算支援業務受注者独自の技術力・ノウハウ及び創意工夫について

(ア) 諮問庁は「これらの記載方法や比較検討資料は、その体裁・様式を含め、積算支援業務受注者独自の技術力・ノウハウ及び創意工夫によるもの」と記載されています。

(イ) 審査請求人が確認した範囲では、証拠書類のとおり本件不開示部分には「処分庁が定めた積算統一事項」「処分庁が定めた工事資料」「処分庁で開催された会議で決定された内容」（以下、「処分庁運用」という。）であることが推測できました。

(ウ) しかも、その一部分は処分庁が定めた積算運用に基づき資料が作成されていると推測できます。

(エ) よって、これらの不開示部分は、積算支援に係るノウハウ情報

には該当せず、処分庁がこれまでに定めてきた積算基準や積算運用そのものですから、偽った理由による処分であり、改めて取り消すことを求めます。

(オ) 審査会におかれては、諮問庁に対して、審査請求人の証拠書類を確認したうえで、諮問庁が処分庁運用と認めた部分と、諮問庁がなおも積算支援業務受注者独自の技術力、ノウハウ又は創意工夫とする部分に区分した資料の作成提出を求め、その資料をもとに審議していただきますようお願いいたします。

(カ) また、本案件については、実際には理由説明書で記載された内容とは異なる内容であったことから、審査庁並びに諮問庁で理由説明書の決裁に携わった職員は、事実をねつ造して虚偽の報告を行ったことは間違いなく非違行為であったと考えます。

オ 下記第3（理由説明書）の3（2）の積算資料の成果品の記載について

(ア) 例えば、自社の経営状況や雇用関係、営業・取引情報、価格情報、ネガティブ情報を申請書、届出書、報告書記載して行政機関に提出することはあります。このような場合、提出後に提出された申請書などについて開示請求があったとしても、それは「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」として不開示部分となると考えます。

(イ) 一方、今回のように積算支援業務受注者が、自らが保有する独自のノウハウや創意工夫をあえて発注者に納品する成果品に記載するとは考え難いところです。

(ウ) よって、本件不開示部分に積算支援に係るノウハウ情報そのものが記載されていないと考えます。

カ 下記第3（理由説明書）の3（2）の積算資料の見積提供会社について

(ア) 諮問庁は「・・・見積提供会社及び積算支援業務受注者独自の・・・」と「・・・、受注者の企業努力により・・・」及び「・・・、受注者である法人の・・・」と記載されています。

(イ) ここで説明された「見積提供会社」と「積算支援業務受注者」は全く別の者であることは明らかです。

(ウ) しかし、記載では両者が「受注者」であるとした点に疑問があります。

(エ) 加えて「見積提供会社」と「これらの成果品である・・・」とした点にも疑問があります。

(オ) このように諮問庁の説明には疑義があり、処分理由に正当性が

見られず不当な処分であると考えます。

(カ) さらに、諮問庁は送付された理由説明書の決裁時には、理由説明書が審査請求人に送付され、意見書を作成する際の基礎となるものであることに照らせば、記載すべき事項が記載されていない、記載が具体性を欠くなどの形式上の不備がある場合には、該当箇所を指摘した上で、当該箇所を修正した理由説明書の送付を求める等の対応をすべきだったと考えます。

キ 処分庁が対象行政文書として特定されていないものがある事について

(ア) 処分庁から交付された行政文書の写しを確認したところ、例えば積算資料内で1件の資料を参照した旨が記載されていますが、開示された行政文書の写しには参照先の資料は含まれていませんでした。

(イ) このように処分庁は、処分庁が作成若しくは取得した行政文書を保有しながらも、当該行政文書を開示対象として特定していない偽った処分で、法5条行政文書の開示義務の規定に違反しており、違法であると考えます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

本件開示請求は、令和4年2月28日付け及び同年3月1日付けで、法4条1項に基づき、処分庁に対し、本件請求文書の開示を求めたものである。

処分庁は、別紙の本件対象文書1を特定した上、そのうち法5条2号イに該当する部分及び不存在のものについて不開示とし、その余を開示する各一部開示決定（原処分）をした。

審査請求人は、令和4年8月2日付けで、諮問庁に対し本件審査請求を提起した。

2 審査請求人の主張について

上記第2の2（1）のとおり。

3 原処分に対する諮問庁の考え方

(1) 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めたものである。

これに対し、処分庁は、原処分により、本件請求文書のうち、積算根拠書類等の一部につき法5条2号イに該当するとして不開示とする一部開示決定を行った。

審査請求人は、不開示とした部分の開示を求めているので、以下、原処分において法5条2号イに該当するとして不開示とした不開示情報該当性について検討する。

(2) 積算資料の一部不開示情報該当性について

積算資料の不開示部分については、工種毎の参考価格を比較検討するなどして収集した、予定価格の積算において必要となるデータ等が記載されている。これらの記載方法や比較検討資料は、その体裁・様式を含め、見積提供会社及び積算支援業務受注者独自の技術力・ノウハウ及び創意工夫によるものであることに加え、公共工事における積算事務を熟知した人材の確保等、受注者の企業努力により作成されたものであり、これらの成果物である本件対象文書1中の本件不開示部分を公にすることは、受注者である法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当するとした処分庁の判断は、妥当であると認められる。

以上のとおり、原処分で本件対象文書1を特定し、そのうち法5条2号イに該当する部分及び不存在のものについて不開示としたことは妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年4月10日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月27日 審議
- ④ 同年5月17日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 令和8年1月28日 審議
- ⑥ 同年3月11日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書1を特定し、その一部を法5条2号イに該当するとして不開示とし、本件請求文書に対応するその余の文書につき、これを保有していないとして不開示とする各決定（原処分）を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めるところ、諮問庁は原処分を妥当としていたが、当審査会事務局職員をして改めて確認させたところ、諮問庁は、本件対象文書1の不開示部分は全部開示するとし、本件対象文書2を追加して特定し、開示決定等を行うこととするが、その外に開示請求の対象として特定すべき文書はないとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 開示請求書の別紙には多くの文書名が列挙されているものの、大別

すると「工事設計書の構成書類（金入り設計書の構成書類）」、「積算根拠書類の構成書類」に分けられる。処分庁では、工事発注事務に際して、予定価格の作成のための積算根拠書類及び入札参加業者へ配布する文書（設計図書）と金入り設計書及び諸経費計算書、調査基準価格や予定価格が記載されている請負工事費計算書を特定した。これが本件対象文書1である。ただし、処分庁における文書の探索の過程で見落としがあり、本件対象文書1と一体のものとして特定されるべきものである国道349号 丸森第1号トンネル工事（宮城南部復興事務所）にかかる特別調査の依頼書及び報告書、国道349号 丸森第1号トンネル工事（宮城南部復興事務所）にかかる電力設備に関する積算根拠書類、国道13号 金山第一トンネル工事（山形河川国道事務所）にかかる特別調査の依頼書及び報告書並びに国道13号 金山第一トンネル工事（山形河川国道事務所）にかかる電力設備に関する積算根拠書類が欠落していた。そのため、当該資料を本件対象文書2として追加特定することとしたものである。これら文書が審査請求人の求める文書の全てであり、問題ないとする。

イ 本件請求に係るその余の文書については、以下のとおりである。

「積算根拠書類の構成書類」のうち、行政文書開示決定通知書の別紙に示す文書は、あくまで予定価格作成のために作成する文書であり、対象となる計上項目自体がなければ積算根拠の作成も必要のないものである。

(2) 上記(1)の諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、東北地方整備局において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められず、本件対象文書2を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書1を特定し、一部開示し、その余の文書につき、これを保有していないとして不開示とした各決定について、諮問庁が本件対象文書2を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることについては、東北地方整備局において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書2を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることは、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之、委員 石川千晶、委員 磯部 哲

別紙

1 本件請求文書

請求文書 1

以下の工事を対象にした工事設計書（当初）（予定価格算定用）

- ・国道 349 号 丸森第 1 号トンネル工事

調査基準価格の算定資料等の開示を請求します。

請求文書 2

以下の工事を対象にした工事設計書（当初）（予定価格算定用）

- ・国道 13 号 金山第一トンネル工事

調査基準価格の算定資料等の開示を請求します。

2 本件対象文書 1

文書 1 国道 349 号 丸森第 1 号トンネル工事（宮城南部復興事務所）
にかかると工事設計書及び積算根拠書類（当初）

文書 2 国道 13 号 金山第一トンネル工事（山形河川国道事務所）にか
かると工事設計書及び積算根拠書類（当初）

3 本件対象文書 2（諮問庁が新たに特定することとした文書）

（1）請求文書 1 につき追加して特定すべきとしている文書

ア 国道 349 号 丸森第 1 号トンネル工事（宮城南部復興事務所）にか
かると特別調査の依頼書及び報告書

イ 国道 349 号 丸森第 1 号トンネル工事（宮城南部復興事務所）にか
かると電力設備に関する積算根拠書類

（2）請求文書 2 につき追加して特定すべきとしている文書

ア 国道 13 号 金山第一トンネル工事（山形河川国道事務所）にかかると
特別調査の依頼書及び報告書

イ 国道 13 号 金山第一トンネル工事（山形河川国道事務所）にかかると
電力設備に関する積算根拠書類